

2023年3月6日

〒100-0004
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
FAX : 03-6250-7200
株式会社ナガホリ
代理人弁護士 太田 洋 先生
同 今野 渉 先生

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL : 03-6435-5689
FAX : 03-6435-5699



臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書 (2)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴職らからの2023年2月27日付「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」（以下、単に「追加質問状（1）」といいます。）及び「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」（以下、単に「貴社回答書（1）」といいます。）並びに同月28日付「臨時株主総会に関する追加質問状（2）」（以下、単に「追加質問状」（2）」といいます。）に対し、以下のとおり、回答及び反論いたします。また、貴社の回答は極めて不十分でありますので、改めての質問及び追加質問をさせていただきますので、何卒、真摯かつ誠実にご回答いただきますようお願い申し上げます。

第1 はじめに（貴社経営陣の不誠実な態度について）

貴社の現経営陣（以下「貴社経営陣」といいます。）は、当社からの質問に対し、（まさしく貴社に直接関係する質問事項であるにもかかわらず、）依然として、貴社経営陣にとり不都合

な質問に対して、回答をはぐらかし、あるいは、質問を黙殺して初めから当該質問自体がなかったかのような相手を愚弄するという、極めて不誠実な態度に終始しております。

例えば、貴社提案の取締役候補者である洲桃麻由子氏に関する事項について、当社は、貴社が当社推薦の候補者になされているのとまったく同様に、洲桃氏が「貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的にご教示ください。」と質問いたしました。

さらに、当社は、これまでの貴社経営陣における当社の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では貴社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、

「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、付度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。」

と記載し、より質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しさせていただいておりました。

それにもかかわらず、貴社経営陣は、当該質問に対し、真正面から回答することなく（無論、回答を拒否する意思を示すこともなく）、単に、

「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者にとする旨決定いたしました。」

とだけ述べるに留め、結局、「①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的に」回答しませんでした。それだけでなく、当社がわざわざ注意的に記載していた肝心かなめの「貴職らの推薦ないし紹介の有無の点」については一言も触れられておらず、貴社は、またしても当社の質問を黙殺し、あたかも初めからこの点に関する質問自体が存在しなかったかのような当社及び一般株主を愚弄する態度に及びました。

そのような態度に終始する貴社経営陣の魂胆は見え透いております。ここまで徹底して当社からの（貴社経営陣に不都合な）質問を黙殺し続けているのは、一般株主に対し、貴社経

當陣が当社の質問に対する回答を拒否していないという誤った印象を与える効果を狙った悪辣なものであることは明かです。しかも、上記質問は、貴社経営陣が、当社提案の候補者に対してしたのと全く同一の内容であるにもかかわらずです。その意味で、今回の当社質問に対する黙殺行為はより一層悪質性が高く、卑劣極まりないものと言わざるを得ません。

その一方で、貴社経営陣は、かような不誠実極まりない自分たちの態度を棚に上げ、貴社の貴重な時間と資金を躊躇なく浪費して、もっぱら当社に対する印象操作を図るべく、憶測に過ぎない事実や些末な事実をひたすら並べては攻撃的非難を繰り返して続けております。

このような貴社経営陣の不誠実な態度は、従前からの当社と貴社経営陣とのやり取りを見れば一目瞭然であり、その結果、貴社経営陣自ら貴社の企業価値及び信用の低下を招いてしまっている点については、貴社の筆頭株主として大変残念でなりませんし、引き続き厳重に抗議させていただきます。

当社は、かような貴社経営陣の不誠実な態度のほか、長期に亘る業績不振に対する責任、貴社経営陣の業績目標と株主が期待する業績値との著しい乖離（貴社経営陣の慢心・自己満足・怠惰）、貴社子会社である仲庭時計店で起こった数々の不祥事及びその隠蔽的態度などの事情を踏まえ、既に貴社経営陣には貴社の経営を委ねるに値する資質は皆無であると考えております。そうであるからこそ、今回、貴社経営陣全員の解任を本総会の目的として提案させていただいた次第です。無論、その最終判断を行っていただくのは他ならぬ貴社株主の皆様になるわけですが、そのための判断に当たっては、まさしく貴社に直接関係する事実については包み隠さず、明らかにしていただく必要がございます。

言うまでもなく、（とりわけ上場している）株式会社は経営陣の所有物ではなく、株主の皆様のものなので、貴社に関する事実については株主の皆様にも広く情報提供することが筋であります。

しかしながら、貴社は、長期に亘って業績が低迷状態にあったにもかかわらず、かつ、下方修正を何度も繰り返していたにもかかわらず、中期経営計画の策定及び公表を行うことなく、また、子会社である仲庭時計店で頻発する不祥事についても情報を一切明らかにせず、しかも、当社よりこれに関する質問を再三受けていたにも関わらず、ぎりぎり嘘にならない範囲で回答を誤魔化し続けました。そして、報道機関による報道がなされた後、これ以上誤魔化することができない状態に至って始めて、当該不祥事の実事を認める旨公表するといった、恰も自身がオーナー会社の経営者であると言わんばかりの愚行に及んでおります。

しかも、その開示内容は、単に未回収となった貸倒引当金計上額(のみ)を示すに留まり、各具体的な不祥事に係る損害額には一切触れないという、極めて不自然、不合理かつ不十分なものであります。そもそも正確な損害額（当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら貴社経営陣に責任がなかったとの説明に利用するために弁護士に依頼した調査報告書（＝2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」）の取得費用も含みます。）が分からなければ、株主において、貴社経営陣の責任の有無及び貴社取締役としての適格性などの点について、判断のしようもありません。

一体全体、仲庭時計店における個々の不祥事に関する損害額を開示しない(できない)理由は何なのでしょう。これほどまでに頑なに貴社経営陣が開示を拒まれてしまっは、その開示を行うことが貴社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情があるのではないかとの疑念を深めるものといわざるを得ません。

その点、貴社経営陣は、当社代表尾端を始めとする当社推薦の各取締役候補者における過去の関与先等に関する事実について、当社の回答ないし情報開示が不十分である旨論難されておりますが、そうだとすれば、貴社に直接関係する事実についてすら回答を拒否されている貴社経営陣の態度についてはどのように解釈すればよろしいでしょうか。本総会はまさしく貴社経営陣に対する信を問うものでもあるわけですから、貴社経営陣の態度は背理というほかありません。

なお、貴社は再々に亘り、法令で求められる必要最低限の開示を行っており、監査法人にも適正意見をもらっているのだから何が悪いのだと言わんばかりに開き直っておられますが、これも何度も申し上げているとおり、当社は法令等で求められる必要最低限の開示があればそれで足りるといった低レベルの次元の話をしているわけではありません(そもそも法令等で求められる開示を欠けばそれだけで違法ないし違反となるわけですから、それが許されないことは当たり前です。)。

仮に貴社のかような詭弁がまかり通るのだとすれば、当社としても、会社法及び委任状勸誘府令等の法令で求められる必要な情報は既に十分開示済みでありますので、貴社から出されている無関係かつ単なる印象操作を目的とした無数のご質問に対しても、これ以上は回答する義務がないと言えれば済むはずです。

そのような情報開示に極めて消極的かつ不誠実な態度を取るだけでなく、それに対して何らの矛盾も後ろめたさも感じていない貴社経営陣には、貴社の経営を委ねるに値する資質はもちろん、当社の情報開示姿勢を非難する資格もありません。

また、貴社と当社との協議・面談の件については、既に2023年3月3日付「抗議書」でも述べさせていただきましたが、事実を矮小化して印象操作することは直ちにお止めください。貴社が、当社からの面談申入れを(重要提案行為等の内容を事前に教えなければ応じられないなどと難癖をつけて)頑なに拒否し続けていたこと、そして、貴社において、当社代表尾端と貴社代表長堀慶太氏との面談を拒否されたことは紛れもない事実なのですから。

第2 当社から貴社に対する質問事項について

1 従前からの当社から貴社に対する質問事項について

個別の質問に入る前に、以下の各質問は、後記3の洲桃氏に関する一部の質問事項を除き、いずれも貴社に直接関わる内容の質問であり、貴社経営陣が支配する会社や過去に関与した

会社等に関する質問ではございません。

ついては、株主共同の利益のため、また、本総会において、貴社株主の皆様に必要なかつ十分な情報を共有し、正しい判断を行っていただくべく、貴社経営陣の皆様におかれましては、真摯かつ誠実にご回答いただくようよろしくお願い申し上げます。

とりわけ、上記第1でも指摘させていただきましたが、自らに不都合な質問を黙殺することで、初めから当該質問自体がなかったかのような相手を愚弄する行為については、これ以上お止めいただくよう重ねてお願い申し上げます。

(1) 中期経営計画について

今回、当社が2022年6月27日付「回答書(4)」の時から、再三再四要請し続けてきた、旧中期経営計画決定の取締役会決議日について、約10か月もの時を経過して、ようやく貴社経営陣より、「2022年3月30日」である旨ご回答いただきました(どうしてこれほどまでに回答に時間を要したのか不思議でなりません、一先ずその点は措くとします)。

そこで、先ずは、速やかに当該旧中期経営計画をご開示いただくようお願いいたします(①)。同時点においては2022年3月期の決算数値が確定していない段階での中期経営計画となるわけなので、必然、貴社が2022年9月29日に開示された新中期経営計画とは(少なくとも数値については)異なるものとなるはずですので、当初から要請させていただいておりました中期経営計画(旧中期経営計画)のご開示を再度求めます。

なお、これもまた繰り返しになりますが、当社が中期経営計画の開示に拘る理由は、貴社が何度も何度も業績予想の下方修正を繰り返し、株主の期待を裏切り続けてきたからにほかなりません。業績が良ければ文句も言いませんが、残念ながら貴社はそうではないのですから、他の会社との比較をされたところで、貴社経営陣の意識の低さを露呈するに過ぎず、対一般株主にもネガティブな印象しか持たれませんので、そのようなご主張はお控えいただいた方がよろしいかと存じます。

その上で、旧中期経営計画決定の日付が「2022年3月30日」であったとの事実についてですが、これはあまりに遅きに失するものと言わざるを得ず、その事実には驚きを禁じ得ません。念のため確認させていただきますが、貴社経営陣は、これまで「2022年3月30日」に至るまで中期経営計画(2023年)を一切策定してこなかったとの理解でよろしいでしょうか(②)。そして、それがどうして突然、「2022年3月30日」になって初めて中期経営計画を取締役会で決議するに至ったのでしょうか。何か特別な事情があったのでしょうか(③)。

その点、貴社経営陣及び貴社代表長堀慶太氏は当社に対し、具体的な事業プランがないなどと論難されておりますが、まさしく貴社経営陣は貴社の取締役として長年その任務に就きながら、低迷状態にある業績に向き合おうとせず、下方修正を繰り返し、ひた

すら現状に甘んじ続けて、中期経営計画の策定及び開示を行って来なかった立場にあるのですから、一体どういう了見をされているのか、甚だ疑問でなりません。

(2) 仲庭時計店の不祥事の原因について

今回、本総会に係る招集通知の末尾に記載されている「(別紙) 株式会社仲庭時計店の不正事案に係る報告要旨」(以下、「招集通知別紙」といいます。)の内容を拝見し、ようやく、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んでわざわざ貴重な会社資金を投じてまで、当該報告書(2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」。以下「本報告書」といいます。)の作成を弁護士に依頼した理由がよく分かりました。

要するに、貴社経営陣は、2022年10月13日付で開示した「当社子会社に関する一部報道等について」と題するリリース(以下「当初リリース」といいます。)において、不祥事④の原因として自ら記載した「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」との種々の問題点につき、当社より「それ以前から仲庭時計店において不祥事が繰り返し発生していたにもかかわらず、これらの問題点がどうして放置され続けてしまっていたのか。」といった糾弾を受けたことに耐えかねて、もっぱら自身を擁護し、係る糾弾を回避する目的で依頼したということです。

しかしながら、いくら後付けでお金をかけて責任がない旨の報告書を取得したところで、当初リリースにおける「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」といった問題点の存在を今さら消せるはずもありません。

また、招集通知別紙では、不祥事案の調査報告において最も重視されるべき、【発生原因】の点について、わずか1～2行程度の説明に留まっている一方、事後的な内容に過ぎない【初期的対応】と【損害の回復】の点に大分の分量が割かれてしまっており(ただし、肝心の「損害額」についての説明は一切無し)、不祥事が発生した企業の経営者としての説明責任が十分に果たされているとは到底認められません。

そこで改めて、仲庭時計店において先行する複数の不祥事が発生していたにもかかわらず、どうして「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」がそのまま放置されてしまっていたのかをお尋ねするとともに、その前提として、貴社経営陣自らが不祥事④の発生原因として公表した以下の3問題点、

- ① 棚卸頻度が少なかったこと
- ② 商品管理体制の不備
- ③ 商品移動のルールが未徹底

の3点の詳細な内容についてご説明ください。

(3) 仲庭時計店の不祥事の損害額について

上記第1で述べましたとおり、仲庭時計店において発生した不祥事について、正確な損害額(当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚

からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら貴社経営陣が自らに責任がないことを説明するために依頼した弁護士へ支払った本報告書取得費用も含まれます。) が分からなければ、株主において、貴社経営陣の責任の有無及び貴社経営陣としての適格性等の点について、正しい判断のしようもありません。

一体全体、仲庭時計店における個々の不祥事に関する損害額を開示しない(できない)理由は何なのでしょう(①)。

これほどまでに頑なに貴社経営陣が開示を拒む以上、その開示を行うことが貴社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情があるのではないかとの疑念を深めるものといわざるを得ません。もしくは、仲庭時計店の業績悪化の最たる理由が、実は、「大口取引先の営業方針の大幅な転換に伴う売上高の減少」ではなく、数々の不祥事にあったのではないかと勘繰られても致し方ありません。

ついでには、どんなに遅くとも本総会日の開催日の3日前(3月13日)までには、仲庭時計店における不祥事の具体的な損害額についてご開示いただくよう、何卒よろしくお願い申し上げます(②)。

(4) 仲庭時計店の業績悪化の理由について

再三、当社の回答が抽象的であると論難されている貴社経営陣におかれては、当社が指摘するまでもなく、既にご自身で十分認識されているものと存じますが、貴社が仲庭時計店の不祥事以外の理由として新たに示された「事業運営効率化の観点からグループ内事業再編を含む M&A を実施」及び「輸入ブランド時計メーカーとの契約が終了」との説明は、あまりに抽象的に過ぎるであって、これにより、どうして又はどれだけ仲庭時計店の業績悪化に寄与したのか全くもって不明でありますので、前者についてはその詳細な内容とそれが仲庭時計店の業績悪化に具体的にどの程度寄与したのかについて(①)、また、後者についてはどうして契約が終了してしまったのか(期間満了であればどうして更新することができなかったのか)について(②)、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。

2 当社提案の取締役候補者に関する各質問の趣旨

この点に関し、貴社の追加質問状(1)を拝見しましたが、結局のところ、貴社経営陣は、ご自身とご自身が推薦する取締役候補者に対しては性善説に立ち、事実上何ら調査することなく、また、選任理由についても抽象的な内容で足りるとする一方、それ以外の外部株主が推薦する取締役候補者に対しては、性悪説に立って、徹底的に時間と費用をかけて過去の些末な関与先の情報についてまで細かく調査し、また、選任理由についても一切の抽象的記載を許さず、その細部に至るまで徹底的に詰問を繰り返すという、不公平極まりない取扱いを許容するという方針を是としているということがよく理解できました。

しかしながら、そのような不公平極まりない態度が許されるはずはなく、また、我国の株式市場の信頼の維持発展のためにも、断固として許してはいけなないと考えますので、当社としてもこの点は引き続き株主の皆様へ声を大にして訴え続けていく所存です。

その上で、貴社取締役である長沢氏に関する質問に対し、(意図的ではないと信じたいですが、)当社の意図する回答とは全く異なる回答が貴社経営陣からなされておりましたので、以下、長沢氏の選任議案に関し、改めて質問させていただきます。

先ず、明確に質問の形をとっていなかったのではスルーされたのだと思いますが、2022年1月において、わざわざ「ブランドアドバイザー契約」を締結された理由も含め当該契約を締結するに至った理由・経緯、契約内容・契約条件の詳細についてご教示ください(①)。

次に、当社が長沢氏の選任理由に関してお尋ねしていた「業務執行における適切な監督」とは、当然ながら、コンプライアンス(法令遵守)の観点からの「監督」という意味でお尋ねしていたものでした。その点、貴社経営陣の回答内容を拝見しますと、同氏に対するラグジュアリーブランド研究の第一人者という評価から、ブランディング戦略、経営戦略等について適切な「監督」を行うことが期待できるとご説明されておりますが、ここでの貴社経営陣による「監督」の使用方法は極めて不自然であり、違和感を持たざるを得ません。

その点を措くとしても、当社の質問の趣旨は上記のとおりであり、また何より、貴社経営陣自らスキルマトリックス(招集通知8頁)の中で、貴社取締役らに「特に期待する分野・スキル」として、「経営」、「営業」、「商品開発・製造」、「ブランドマーケティング」などの項目とは区別して、「コンプライアンス」の項目を設けつつ、長沢氏に対しても「○」を付されておりますので、改めて、当該「コンプライアンス」の観点から、長沢氏に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠をご説明いただきますよう、よろしくお願いたします(②)。

3 貴社提案の取締役候補者(洲桃麻由子氏)について

上記第1で述べたとおり、貴社提案の取締役候補者である洲桃麻由子氏に関する事項について、当社は、貴社が当社推薦の候補者になされているのと全く同様に、洲桃氏が「貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的にご教示ください。」と質問いたしました。

さらに、当社は、これまでの貴社経営陣における当社の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では貴社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、

「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、忖度する可能性が大いに疑わ

れる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。」

と記載し、より質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しさせていただいております。

それにもかかわらず、貴社経営陣は、当該質問に対し、真正面から回答することなく（無論、回答を拒否する意思を示すこともなく）、単に、

「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者とする旨決定いたしました。」

とだけ述べるに留め、結局、「①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的に」回答しませんでした。それだけでなく、当社がわざわざ注意的に記載していた肝心かなめの「貴職らの推薦ないし紹介の有無の点」については一言も触れられておらず、貴社は、またしても当社の質問を黙殺し、あたかも初めからこの点に関する質問自体が存在しなかったかのような当社及び一般株主を愚弄する態度に及びました。

そのような態度に終始する貴社経営陣の魂胆は見え透いており、ここまで徹底して当社からの（貴社経営陣に不都合な）質問を黙殺し続けているのは、一般株主に対し、貴社経営陣が当社の質問に対する回答を拒否していないという誤った印象を与える効果を狙った悪辣なものであることは明らかです。しかも、上記質問は、貴社経営陣が当社提案の候補者に対してしたのと同じの内容であるにもかかわらずです。その意味で、今回の当社質問に対する黙殺はより悪質性が高く、卑劣極まりないものと言わざるを得ません。

そこで改めて、「貴職らの推薦ないし紹介の有無の点」も含め、洲桃氏が「貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」それぞれ具体的にご教示ください。」
(①)。

さらに、今回の貴社経営陣の回答により、洲桃氏は8年以上も前に貴職ら所属事務所を退所しているにもかかわらず、依然として、「家族法関係を中心に年に1～2件程度」の「案件等の紹介」を受けているという関係性が継続していることが明らかとなりました。

そこで、洲桃氏が貴職ら所属事務所を退所して以降、貴職ら所属事務所より紹介を受けた「案件等」の内容についてご教示ください (②)。

当社としては、貴社経営陣が「家族法関係を中心に」とか、「1～2件程度」とか、「案件

等」などと敢えて抽象化した表現を採用しているあたり、実は、貴職ら所属事務所の顧問先等、一定の関係を有する会社の役員や顧問先の紹介など継続的な関係性を構築するものも含まれているのではないかと危惧しているところであり、さらに、上記説明の仕方が、仲庭時計店の業績悪化理由の回答（大口取引先の営業方針の大幅な転換「等」の「複数の突発的な要因」に伴い業績が低下）で用いられた誤魔化しの手法と似た印象を強く抱いており、再び騙されるのではないかと疑心暗鬼にならざるを得ません。したがって、この点について、貴社経営陣におかれましては、真摯かつ誠実にご回答いただきますようお願い申し上げます。

加えて、洲桃氏の再任理由が貴社コンプライアンスの強化にある点は理解できましたが、何故このタイミングでわざわざ洲桃氏を採用するに至ったのでしょうか。というのも、貴社経営陣の説明によれば、仲庭時計店における不祥事については、全て適時適切に解決を図ってきており、現状、他には何ら不祥事は生じていないと強弁されているのですから、このタイミングでコンプライアンス強化を目的として取締役を追加的に採用することは解せません。仮に、仲庭時計店における不祥事発生に起因しているのだとすれば、それこそ不祥事発覚直後のタイミングで速やかに外部専門家の厳しい視点での評価・監督を期待して選任すべきであったはずで、以上、どうして仲庭時計店における不祥事発覚直後のタイミングでなく、今回の定時株主総会のタイミングで洲桃氏を敢えて選任するに至ったのか、その理由をご説明ください（③）。

さらに、招集通知（8頁）記載のスキルマトリックスによれば、洲桃氏に「特に期待する分野・スキル」として、「コンプライアンス」と「M&A」の他に、「財務会計」の項目にも「○」を付されておりますが、同氏の略歴や貴社経営陣による推薦理由を拝見する限り、どうしてなのか不明でありますので、その点についてのご説明もお願いいたします（④）。

4 アドバイザリー費用について

貴社は相も変わらず、アドバイザリー費用について具体的な内訳を示すことなく、単に、本件対応方針の導入については（仲庭時計店の不祥事発覚前の）定時株主総会において株主の信認を得ているのだから問題ないとか、マイルストーンマネジメント社への対応に要した費用も含まれているのだとか、縷々弁解されていますが、それらは結局、アドバイザリー費用の内訳が示されて初めて成立する議論であって、内訳が示されることなくそのような説明をされたところで、それが果たしてアドバイザリー費用全体に占めるどれだけの金額についてのものであるのか全く不明である以上、株主の立場からすれば、かような貴社経営陣の言い分のみでは到底納得することができません。

繰り返しになりますが、貴社の2023年3月期第3四半期決算においては、当該第3四半期だけでもアドバイザリー費用（特別損失）が追加的に77,648千円生じていることが認められ、期首からの累計で259,031千円もの巨額なものとなっており、専らこれが原因で貴社最終損益が赤字となっております。その点、当該科目は、現時点において、貴社の経営成績

において最もインパクトのある事象であることは疑いようもなく、株主としてはその詳細を知る必要がございますので、各アドバイザーとの契約内容と共に、真摯かつ誠実にご回答いただくよう何卒よろしくお願い申し上げます。

5 株式取扱規程の開示を拒否される理由について

時間稼ぎを図るべく、貴社経営陣ないし貴職らが論理のすり替えに終始するため、端的にお尋ねいたします。

株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は、株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならない法令の根拠をお示しください。

株式取扱規程は、定款の下位規範の一つであり、定款の授権に基づき、株式の取扱いに関する細部に至る事項を取締役会が定めたものでありますが、その趣旨からしても、その内容を秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ、株主の便宜を考慮すれば、予め株主に広くアナウンスしておくべき性質のものであり、況してや、株主から閲覧等の請求があれば、(定款と同様に)会社はこれに応じる義務があると考えます。当社の理解が誤っているのであれば、その旨理由と共にご指摘いただければと存じます。

その点、貴社経営陣のご回答次第では、(本総会の前後にかかわらず)株式取扱規程の閲覧謄写請求に係る仮処分申立及び訴訟提起と共に、当社からの請求に対し、理由もなく故意に拒絶されたことに対する不法行為責任を追及する訴訟を提起し、これに要した弁護士費用も含め損害賠償請求することを検討させていただきますのでご承知おきください。

なお念のため、貴社経営陣の恐ろしいまでの消極的な情報開示姿勢を一般株主の皆様にも把握していただくべく、本書面の別紙として、先日の株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件において、貴社が疎乙10号証として提出された(マスキング済みの)株式取扱規程を添付いたします。

6 招集通知(8頁)記載のスキルマトリックスについて

貴社は本総会の招集通知(8頁)に、貴社経営陣及び洲桃氏に関するスキルマトリックスを掲載しております。

その点、既出の長澤氏及び洲桃氏に対する追加質問の点以外にも疑問点があり、例えば、当該スキルマトリックスによると、仲庭時計店における複数の不祥事を防ぐことができず、また、その内部統制の不備を放置し、被害拡大に寄与した長堀慶太氏及び吾郷雅文氏に対し、「特に期待できる分野・スキル」として「コンプライアンス」の項目に「○」が付されているなど、当該資料における判断基準が不明確であるというのを通り越し、もはや、お手盛りによる不当に歪められた評価がなされていると言わざるを得ません。

そもそも、貴社経営陣は当社提案の取締役候補者の選任理由に対し、具体性を欠くなどと言いがかりをつけては事細かに無数の質問を投げかけておられますが、貴社経営陣の側こそ、何の説明も付さずに、自分たちを不当に甘く評価したスキルマトリックスを提示し、一般の株主の皆様を欺こうとされているというの、一体どういう了見をされているのでしょうか。

いずれにしても、本総会当日までに時間もありませんので、少なくとも、上記長堀慶太氏及び吾郷雅文氏に対し、「特に期待できる分野・スキル」として「コンプライアンス」の項目に「○」が付されている点について、株主の皆様が納得できる合理的なご説明をお願いいたします(①)。なお、当たり前のことですが、この点は仲庭時計店の不祥事に責任がなかったという話ではなく、あくまで「特に期待できる分野・スキル」として、その分野についての知見があり、スキルとして優れているという評価についての根拠ということになりますので、その評価が妥当であると貴社経営陣において判断された合理的な根拠に加え、そうであったにもかかわらず、どうして複数の不祥事が既に発覚していたにもかかわらず、①棚卸頻度が少なかったこと、②商品管理体制の不備、③商品移動のルールが未徹底という内部統制上の不備が放置されてしまっていたのかについても、その評価を踏まえて納得のいくご説明をお願いいたします。

さらに、洲桃氏については、「財務会計」・「コンプライアンス」・「M&A」のみに「○」が付されておりますが、それを踏まえて、貴社におかれては、事業の本質的要素ともいうべき、「経営」・「営業」・「商品開発・製造」・「ブランドマーケティング」の各施策や戦略面においては、依然として、女性の視点を取り入れようというお考えはないという認識でよろしいでしょうか(②)。以上、ご回答ください。

第3 貴社から当社に対する質問事項について

当社としては、貴社からの質問に対し、回答の必要があると認められる質問に対しては、臨時株主総会に関する回答書(1)までの書面において、既に十分に回答を尽くしていると考えております。もちろん、この点について、当社と貴社経営陣との間で見解の相違があることは十分承知しておりますが、上記第1及び第2で指摘したとおり、貴社経営陣は、(たとえ共通する質問であったとしても)自分たちは回答を拒否したり、抽象的な回答内容でも許されるとする一方、株主である当社においてはそれが許されないとの不公平な立場を貫いており、同立場に基づく貴社のこれまでの数々の不誠実な回答姿勢を踏まえれば、なおさら当社の回答は十分なものと考えますし、逆に、(貴社に直接関係する事実ですら法令が求める必要最低限の開示があればそれで十分であるなどというお考えをお持ちの)貴社経営陣から、当社の回答が不十分であるとの誹りを受ける謂れは微塵もないと考えます。

ただし、一部の回答については、貴社ご指摘のとおり、誤植が含まれていたことは事実でありますので、以下では、必要に応じて貴社の追加質問状(1)における質問に対して

ご回答させていただくことといたします。

1 当社提案の取締役候補者4名について（追加質問状（1）の1）

（1）当社代表尾端に関する事項

ア ARK法務部長の名刺の件

既に回答しているとおり、尾端が正式にARKの法務部長を務めていたことはなく、ARKに対する問い合わせに対応する人材不足だった時期に、葉室氏からの依頼を受け、尾端において、その時限り、ARKの法務部長として、消費生活センターに状況を伺いに訪問したものであります。したがって、その時限りとは、文字どおり、当該消費生活センターへ訪問した時限りという意味です。また、その時限り法務部長を名乗ることにつき葉室氏より依頼を受けてその対応に当たっており、身分を詐称したものではありません。

また、繰り返しになりますが、尾端において、違法なマルチ商法に関与していた事実はありません。事実がない以上、当社としては、事実がないとしか言いようがありません。また、言うまでもなく尾端において行政処分を受けてもおりません（あえて言うならば、これが根拠となります）。貴社経営陣において当社代表尾端が違法なマルチ商法に関与していたと強弁されるのであれば、そちらがその証明を行うのが筋であり、証明できない以上、貴社経営陣は虚偽の事実に基づいた印象操作を行っているに他なりませんので、即刻お止めいただくよう嚴重に抗議いたします。

イ ダイヤモンドオンライン記事の件

貴社経営陣ご指摘の「貴金属・宝飾品業界に従事する関係者全体が長年にわたって築きあげてきたステークホルダーとの信頼関係そのものを著しく軽視するような発言」というのは、当該記事のどの部分を捉えてそのように評価されているのでしょうか。

そもそも、当該記事は、先行する貴社代表者長堀慶太氏によるダイヤモンドオンラインの記事を受け、その内容を踏まえて、当社代表尾端が発言しているわけですから、尾端の発言として記載されている、「業界に熟知していると豪語する人」とは、説明するまでもなく、長年に亘って貴社の業績低迷の原因を生み、株価対策も何ら施さず（同記事において貴社代表長堀慶太氏ご自身も株価が安すぎたことを自認しておられます。）、かつ、それに甘んじ続けていた貴社経営陣のことを指しているのもであって、他の貴金属・宝飾事業を営む業界関係者全般のことを指していないことは火を見るよりも明らかです。

その点、貴社は、記事の内容を大きく曲解しております。というよりも、当社代表尾端が貴金属・宝飾事業を営む業界関係者を軽視しているような印象操作を企図して、意図的にそのような不自然な解釈を採っているとしか考えられません。むしろ、貴社経営陣のこれまでの数々の不誠実な態度を踏まえれば、他の貴金属・宝飾事業を営む業界関係者を同列に論じること自体失礼であり、「貴金属・宝飾品業界に従事する関係者全体が長年にわたって築きあげてきたステークホルダーとの信頼関係そのものを」破壊しようとしているのは、他ならぬ貴社経営陣の側です。

なお、上記のとおり、そのような意図的ないし偽計的な曲解を除き、通常人の感覚からすれば、そのような誤解をされることは皆無であると考えておりますので、現状、ダイヤ

モンド社に対し、特段修正の要請はしておりませんが、今回、貴社の主張を拝見させていただき、思いもよらない形で悪用されるおそれのあることに気づかされましたので、今後、これ以上の悪用のおそれがあると判断した場合には、ダイヤモンド社への修正依頼も検討したいと思っております。

ウ SCS株式会社の件

既に説明済みのお通り、当社代表尾端において、東門氏とは数年前に1度お会いしただけで、その後、SCSとの間にも出資はもとより、(当然貸付も含め)取引関係も一切ありません。

したがって、SCSの事業に関する法令遵守状況、登録状況等について、当社ないし当社代表尾端の立場として申し上げるべき事情など一切ございません。

(2) 佐藤氏に関する事項

ア オアノへの転職理由について

説明するまでもなく、オアノの事業・経営戦略に魅力を感じたこと、また、入社当初より新規クライアント獲得や所属アーティストのマネジメント業務など幅広い業務に携わることが自身のスキルアップに繋がるという意味で魅力を感じたからとのことです。

イ オアノでの執行役員としての職務の詳細

既に臨時株主総会に関する回答書(1)にてご説明済みのお通りであり、これ以上の回答の必要はないと考えております。

その点、上記第1及び第2においても、貴社経営陣の不誠実な態度については散々指摘させていただいたお通りであり、さらに、貴社は招集通知(8頁)に貴社経営陣らに関する(一見して不当評価と分かる)スキルマトリックスを掲載しつつ、当該評価の理由説明を一切記載しておりません。このような自らに甘く、他社に厳しい貴社の態度・姿勢はまったく筋が通っていませんので、当社の選任理由の説明が不十分ないし不合理であるなどとして些末な質問を延々と繰り返される前に「隗より始めよ」の精神で何卒お願いいたします。

ウ コネクションについて

上記と同様、既に臨時株主総会に関する回答書(1)にてご説明済みのお通りであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

エ 人材育成及び管理等についての視野とスキル

上記と同様、既に臨時株主総会に関する回答書(1)にてご説明済みのお通りであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

(3) 菅原氏に関する事項

ア 尾端及び尾端関与先企業等との関係

貴社ご指摘のとおり、本質問に対する当社の回答は誤記でありましたので、改めて以下のとおりご回答申し上げます。大変失礼いたしました。

「招集請求書に記載した事実以外に、菅原氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。」

イ プラスワン及びアサヒ衛陶関連について

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

なお、貴社経営陣は、菅原氏と尾端がどのような経緯で知り合い、アサヒ衛陶の取締役候補者に指名するに至ったのかなどと、（これに限らず）他社におけるおよそ無関係な事実や経緯についてまで縷々質問されておられますが、貴社経営陣は当社が行った洲桃氏に関する経緯の質問に対してすら黙殺し、質問自体が初めからなかったかのような当社及び一般株主を愚弄する態度をとられていることをお忘れなきようよろしくお願い申し上げます。

ウ ARKについて

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

なお、菅原氏はARKの役員及び執行役であったわけでもありませんし、当社代表尾端におけるのと同様、違法なマルチ商法に関与していた事実がない以上、当社としては、事実がないとしか説明のしようがありません。貴社経営陣において菅原氏が違法なマルチ商法に関与していたと疑われているのであれば、そちらがその証明を行うのが筋であり、証明できない以上、貴社経営陣は虚偽の事実に基づいた印象操作を行っているに他なりませんので、即刻お止めいただくよう嚴重に抗議いたします。

エ 株式会社Z及び同社代表佐伯氏について

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

オ シンワアートについて

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締

役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

カ エネルギー農業推進機構

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

（4）吉澤氏に関する事項

ア 取締役候補者受諾理由

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

イ 当社及び当社代表尾端並びに尾端関与先企業等との関係

貴社ご指摘のおり、本質問に対する当社の回答は、誤記でありましたので、改めて以下のとおりご回答申し上げます。大変失礼いたしました。

「招集請求書に記載した事実以外に、吉澤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。」

ウ プラスワン、オアノ及びARKの顧問税理士就任

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な姿勢を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

なお、吉澤氏はARKの役員及び執行役であったわけでもありませんし、当社代表尾端におけるのと同様、違法なマルチ商法に関与していた事実がない以上、当社としては、事実がないとしか説明のしようがありません。貴社経営陣において吉澤氏が違法なマルチ商法に関与していたと疑われているのであれば、そちらがその証明を行うのが筋であり、証明できない以上、貴社経営陣は虚偽の事実に基づいた印象操作を行っているに他なりませんので、即刻お止めいただくよう嚴重に抗議いたします。

さらに、貴社は、同質問中ウの（ア）の項目の中で、あえて太字に下線を引きつつ、

「問題となるのは、尾端氏が唯一の代表取締役であってその100%株主でもあるプラスワンの特別顧問としてプラスワン及びその子会社のオアノ（実質的には尾端氏）から顧問

料を受領しているような関係でありながら、尾端氏に対して独立した立場で社外取締役として監督機能を発揮できるのか」

と述べられておりますが、吉澤氏がこれらの会社の「特別顧問」であったことは一度もありません。

おそらく、貴職らにおいて、追加質問状（1）15頁における菅原氏に対する質問内容の部分を、「役職を含めてコピー&ペーストしたための誤記であると解されます」ので、改めてご確認ください。

その点、当社が公表した資料（株式会社ナガホリ再建・再生のために）において、貴社提案の取締役候補者である洲桃氏に関する説明部分について、貴職らのご指摘を受け、洲桃氏が貴職ら在籍の事務所に今現在も在籍されているとの誤解が生じない形で速やかに修正させていただきましたが、これと同様、上記取締役候補者である吉澤氏の略歴についても、貴社ないし貴職らにおかれては、（本総会も差し迫っておりますので）速やかに修正いただくようお願い申し上げます。

さらに、貴社経営陣ないし貴職らは、吉澤氏の略歴欄において、プラスワンとARKの顧問税理士の事実をどうして記載してないのかと尋ねておられますが、その理由は、端的に顧問税理士が顧問先の社名をわざわざ開示する必要がないと認識していたからです。

これは後学のためにも、是非、貴社経営陣ないし貴職らにご教示いただきたいのですが、そもそも、弁護士・会計士・税理士等の役員選任候補者の略歴欄において、（選任される会社でもそのグループ会社でもない）顧問先会社の名称及び顧問弁護士・顧問会計士・顧問税理士である旨を記載するというの一般的なことなのでしょうか。また、そのような事例があるとして、過去にどれだけの件数ないし全体としてどれだけの割合でそれが行われているのでしょうか。ご説明願えますと幸いです。

エ M&A及び経営コンサルティング等の知見

前記同様、既に臨時株主総会に関する回答書（1）にてご説明済みのおりであり、これ以上の回答の必要はないと考えておりますし、貴社経営陣における、過去・現在の取締役選任理由の記載内容や、当社からの質問に対する不誠実な態度を踏まえれば、尚更そのように考える次第です。

2 貴社質問事項のうち貴社が当社未回答と指摘されている事項（追加質問状（1）の2）

いずれも、これまで前回までの書面において回答済みか、又は、回答の必要がない旨の意見を述べさせていただいておりますので、そちらをご参照ください。

3 追加質問状（2）についてお尋ねの各法人について

紙幅がもったいないので、まとめて回答させていただきますが、今回新たに貴社からお尋

ねのあったいずれの法人及び人物とも、当社及び当社代表尾端との間において、資本関係・取引関係等の事実は存在せず、貴社及び貴社株主に対して報告すべき関係性など一切ございません。

無論、貴社株式の取得について、それらの法人及び人物と当社が協調しているなどという事実もありません。当社としても、今回の貴社からの指摘及び貴社から開示を受けた株主名簿を確認して初めて、その事実を把握したものです。そのため、貴社におかれては、前回の定時株主総会の時のような憶測に基づいた印象操作を企てることは絶対におやめください。

また、布山氏を含む既出の法人及び人物については、既にこれまでの書面にて回答したとおりです（無論、既存の回答内容について現時点においても変更はありません。貴社経営陣ないし貴職らにおいて、既にご記憶に残っていないのであれば、今一度これまでの書面を丁寧に読み直していただければ幸いです。）。

草々

1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘

第1章 総 則2

 第1条 目的2

 第4条 請求または届出の方式.....3

 第5章 少数株主権等の行使方法.....6

 第19条 少数株主権等の行使方法6

附 則.....6

 第1条6

 第2条6

 第3条7

規程 1-2
制定 S67.10.1

1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘

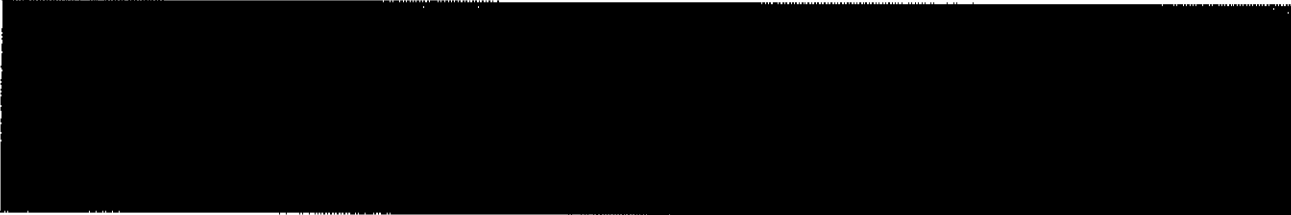
実施 S67.10.1
改定 S62.12.1
改定 S62.12.5
改定 H 3.12.5
改定 H 6. 7.29
改定 H 7. 3.31
改定 01.12.28
改定 03.6.1
改定 05.10.1
改定 08.12.1
改定 13.7.30


株 式 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

1. 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続きを含む。）ならびにその手数料については、定款第 1 1 条に基づきこの規程に定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

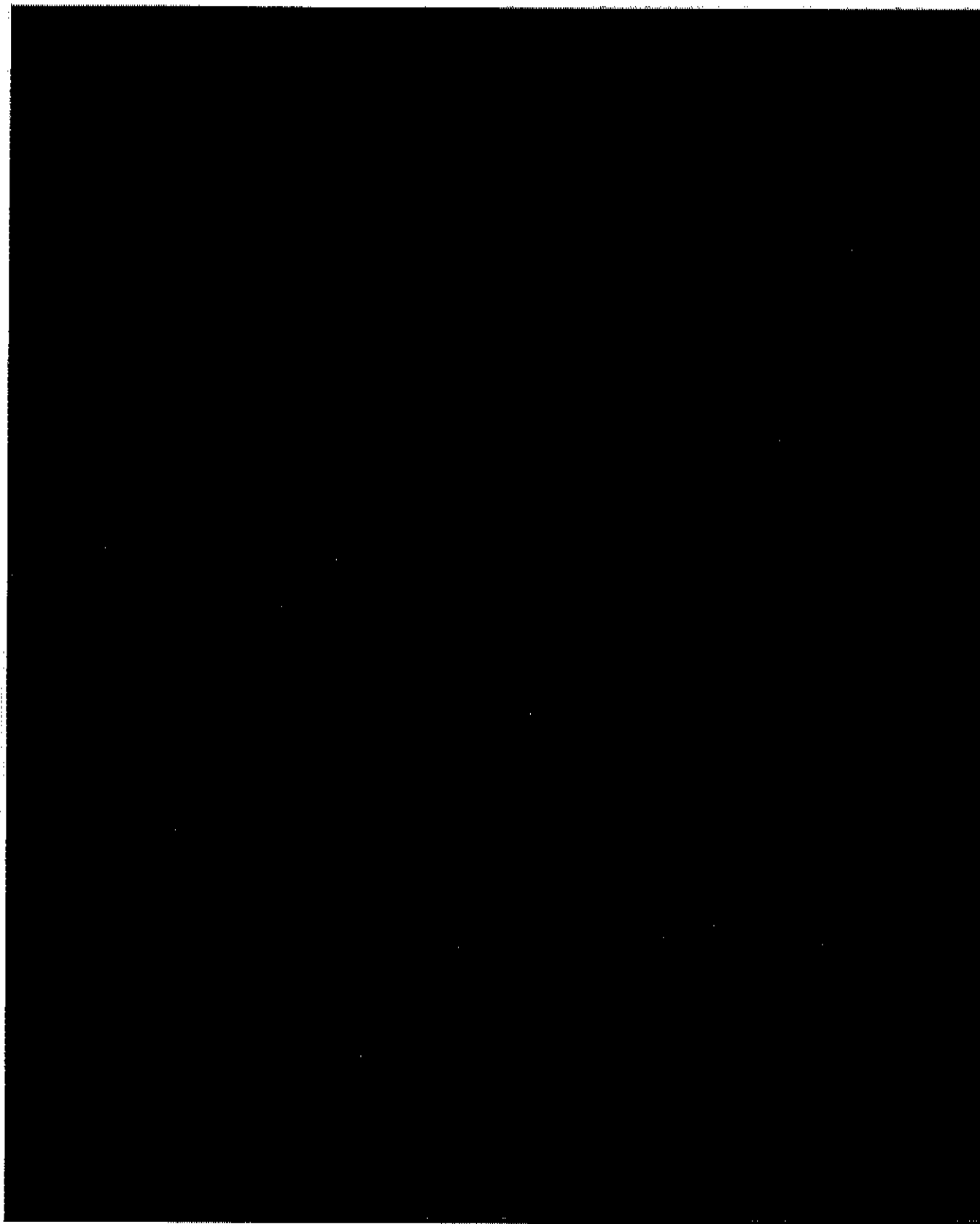

第4条 請求または届出の方式

1. この規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第19条第1項に定める場合は、この限りでない。
 2. この規程による請求または届出について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を、提出しなければならない。
 3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
 4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
 5. 当会社は、前項の定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。
- 

1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘



1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘



1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘

第5章 少数株主権等の行使方法

第19条 少数株主権等の行使方法

1. 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。
ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
2. 前項の少数株主権等の行使については、第4条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

附 則

第1条

本規程の制定および変更は、取締役会の決議による。

第2条

株主総会決議に基づき、当会社の定款第11条（株式取扱規程）の条数が変更されたときは、

1-02 株式取扱規程 2013.7.30 改定 社外秘

第1条に定める「定款第11条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

第3条

本規則は2013年9月2日から実施する。